

第十九回国会 運輸委員會 議錄 第三十五号

昭和二十九年五月六日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 關内 正一君

理事 山崎 岩男君 理事 岡部 得三君

理事 竹谷源太郎君

天野 公義君 岡本 忠雄君

徳安 實誠君 南條 徳男君

有田 喜一君 伊東 岩男君

楠 兼次郎君 中居英太郎君

館 俊三君

出席政府委員

運輸政務次官 西村 英一君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

四月二十八日

港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(参議院送付)

同月三十日

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(岡部得三君外八名提出、衆法第二八号)

同月二十三日

定款観測業務施行に関する請願(山中貞則君紹介)(第四五八号)

吉和漁師町及び塩浜西新開の両隣切に警手配置復活に関する請願(岡本忠雄君紹介)(第四五八号)

二俣、佐久間間に鉄道敷設の請願(中村幸八君紹介)(第四五八号)

米坂線にデイズルカー運転の請願(牧野寛案君紹介)(第四六〇四号)

戦傷病者に国鉄無賃乗車復活に関する請願(細迫兼光君紹介)(第四六〇五号)

同(塚原俊郎君紹介)(第四六〇六号)

同(大平正芳君紹介)(第四六二二二号)

坂町駅前鉄道用地払下げに関する請願(稲葉修君紹介)(第四六二六号)

同月二十八日

戦傷病者に国鉄無賃乗車復活に関する請願(加藤常太郎君紹介)(第四六五六号)

同(辻文雄君紹介)(第四七三八号)

芸備線備後八幡、小奴可間に簡易駅設置の請願(船越弘君紹介)(第四六五七号)

鉄道踏切における傷害事故防止に関する請願(館俊三君紹介)(第四六五八号)

中央本線、篠ノ井線及び信越線電化の請願(中澤茂一君紹介)(第四六七八号)

吉和漁師町及び塩浜西新開の両隣切に警手配置復活に関する請願(高津正道君紹介)(第四七〇三三三)

第十次計画造船の建造制当促進に関する請願(白濱仁吉君紹介)(第四七〇四号)

南矢代地内にデイズルカー乗降場設置の請願(佐々木盛雄君紹介)(第四七〇五号)

草野部落地内にデイズルカー乗降場設置の請願(佐々木盛雄君紹介)(第四七〇六号)

八日市地内にデイズルカー乗降場設置の請願(佐々木盛雄君紹介)(第四七〇六号)

置の請願(佐々木盛雄君紹介)(第四七二九号)

長井線にデイズルカー運転の請願(牧野寛案君紹介)(第四七三九号)

仙山線電化の請願(牧野寛案君紹介)(第四七四〇号)

古河、栗橋両駅間に駅設置の請願(佐藤洋之助君紹介)(第四七四一號)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十四日

第十次造船計画促進に関する陳情書(兵庫県会議長有沢亨七)(第二九五号)

第十次計画造船促進に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第二九五二號)

国鉄甲府建築区廃止反対に関する陳情書(山梨県議會議長小林昌治)(第二九五三號)

自動車賠償保障制度実施促進等に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第二九五四号)

第十次造船計画促進に関する陳情書(相生市三菱船舶下請協同組合理事長松尾玄次外三名)(第二九六七号)

日豊線急行五百一列車の鹿兒島まで延長等に関する陳情書(宮崎県議會議長日高弥一)(第二九一九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(岡部得三君外八名提出、衆法第二八号)

○閣内委員長 これより開会いたします。

す。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題とし、まず提案者より提案理由の説明を求めます。岡部得三君。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律

モーターボート競走法昭和二十六年法律第二百四十二号の一部を次のように改正する。

第二十七条第三号の次に次の一号を加える。

四 業として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○岡部委員 ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

モーターボート競走法に基くモーターボート競走は、昭和二十七年四月長崎県大村市が第一回のモーターボート競走を開催しましたのを嚆矢として、爾来逐次他の地方にも競走場が設置されるところに、施行者も漸次増加して、現在全国十七箇所の競走場におきまして競走が実施されている現状であります。

モーターボート競走法は、種々の取締り規定を設けて本競走の公正円滑な実施をはかつて参つたのであります。が、昨春秋ころから一部競走場の内外におきまして勝舟投票券購入に關し、法の盲点を巧みに利用し、悪質な仲介業者を営む者が多数横行するようになりましたため、これが施行者の事業経営に重大な影響を与えるに至つたのであります。

この悪質な仲介業者と申しますのは、モーターボート競走の勝舟投票券の購入希望者からその購入の委託を受けることを業とする者でありまして、依頼者から預かつた金で依頼された勝舟投票券を購入することなく、またはこれを他に流用する等の不正行為によつて利益をはかつておる者であります。これらは俗にいうのみ行為と称するものであります。全国的にこの種業者が蔓延いたしますならば、施行者の収入は著しく低下し、競走法の重要な目的の一つであります地方財政の改善は阻害され、ひいては競走の公正円滑な実施すら妨げられるに至りますので、これらの者に対する罰則を新たに設けようとするのであります。なお類似法規の自動車競走法においても、つとに本改正案に規定しておりますと同様な罰則事項を改正整備しておるのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、す

みやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○關内委員長 これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。——なければこれを省略するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○關内委員長 御異議なければさよう決します。

これより討論に入りますが、別に通告もございませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○關内委員長 なければさよう決します。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○關内委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○關内委員長 なければさよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十八分散会

〔参照〕

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(岡部得三君外八名提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)